

京都市告示第145号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成23年6月8日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
丹波屋	京都市上京区黒門通上長者町上る榎町383番地, 385番地
キンシ正宗堀野記念館 (旧堀野家本宅)	京都市中京区堺町通二条上る亀屋町172番地, 173番地
(追加指定) 松本酒造	京都市伏見区横大路三栖大黒町2番地, 4番地2, 5番地2, 7番地1
きんせ旅館	京都市下京区西新屋敷太夫町79番地, 79番地1, 80番地, 83番地2

(都市計画局都市景観部景観政策課)